

平成28年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年5月12(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | 5番 吉村 信男 |
| 6番 安部 好恵 | | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| 21番 原田 一馬 | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 7番 馬屋原 眞一 | 13番 大野 龍男 | 15番 松原 正晴 |
| 26番 岸 英法 | | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 補佐 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也 |
| 美東総合支所分室長 | 長尾 加代子 | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 5 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、32 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 7 番 馬屋原委員、13 番 大野委員、15 番 松原委員、26 番 岸委員でございます。松原委員、岸委員につきましては欠席の連絡が入っております。あとの 2 名の委員につきましては、おって出席される可能性がありますので申し添えておきます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。14 番 田口委員、25 番 篠田委員。宜しく願いいたします。議事に先立ちまして皆さんに、お礼を含めてご挨拶をしたいと思っております。熊本の地震におきまして皆さんに支援物資のお願いをいたしましたところ、多大な支援物資をいただきましたことを本当に厚く御礼申し上げます。明日、宅配便を使って南阿蘇村の方へ発送しようと思っております。先程、南阿蘇村の農業委員会事務局に農業委員会のほうで活用してほしいという要望を含めて連絡をいれておきました。3 度目の連絡になりますが非常に喜んでおられました。それと、もう一点。全国農業会議所の方より山口県農業会議を通じまして熊本地震への震災義援金の募集についてという文書がきております。物品を出してもらったうえに義援金もというののもいかがかと思いますが、出来ましたら県内、足並みを揃えて一律、皆さんの積み立ての方より出さしていただけたらというふうに思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) そのようにさせていただきます。震災というのは、いつ、どこに湧いてくるか分かりません。熊本であのような地震が起こるなんて思っておられなかったと思っております。困っている人がいれば少しでも協力して助けてあげたらいいのではないかとこのように私は思っております。それでは議事に入りたいと思っております。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 3 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。農業経営拡大の意思がある譲受人が、耕作管理が困難な土地所有者からの贈与の申し出を受け農地を取得するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。申請地近くの実家から転居し管理が困難になった譲渡人が家族間で話し合い、親に申請地を贈与するものでございます。</p>

	<p>譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作管理が困難な土地所有者からの売買の申し出を受け農地を取得するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
30番	30番、藤岡です。4月27日に会長、事務局、三戸委員、私の9名で現地調査を行いました。1番ですが別に問題ないと思います。以上です。
27番	27番、三戸です。2番ですが説明の通り問題ないと思います。3番ですが●●さんも高齢で、このような申請が出たと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
34番	34番、伊藤です。1番ですが●●さんは十分に農業の実績があり農機具も持っておられます。宜しくお願いいたします。
8番	2番ですが親子でありますし農地の管理もされておりますので問題ないと思います。
23番	23番、井町です。問題ないと思いますので宜しくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北東に5.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●に住み農業を営む者です。病気になり農業後継者もいないため、山間にあり耕作管理が困難な申請地に杉とクヌギを合わせて1,080本植林し今後は山林として管理する計画でございます。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
30番	<p>30番、●●です。手前までは、圃場整備がしてありますが今回の申請地の場所については圃場整備がされておりません。他人に迷惑はかかりませんので植林されてもいいのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員は私でございます。藤岡委員から圃場整備はされておりませんということでしたが実際は、圃場整備がされておりません。公共的な圃場整備ではなく自分で●●に頼んでやられた圃場整備になります。元々、手前までは国の圃場整備が入ってございました。昔、圃場整備をする時に換地の関係がない限り圃場整備は出来ないという難しい要件があった時期の圃場整備です。換地関係が生まれなかったために圃場整備が出来なかったのが個人的に圃場整備をされておりません。それで手前の圃場整備がされている田につきましては10年以上耕作放棄地になっている所を、●●さんは周りの山の奥まで綺麗に刈られて昨年まで管理をして水田をされておりませんでした。さすがに体のほうがもてないということで申請が出た次第でございます。周りには何ら悪影響を与えないと思いますし致し方ないと思います。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1と2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南東に3.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に本店を置く食品製造販売会社でございます。従業員の駐車場が手狭であるため事業所向かいの申請地を取得し乗用車25台分の駐車場を建設するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から北東に2.5kmに位置にある都市計画法に基づく用途地域が定められた第3種農地です。申請人は●●●●●に本店を置く太陽光発電事業者です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力75キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
30番	<p>30番、藤岡です。1番ですが他に農地等もございませんので転用されても問題ないと思われます。2番ですが上は小高い丘になっております。周りに影響はありませんので問題ないと思います。ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
34番	<p>34番、伊藤です。1番ですが除外申請を出されて通った後の5条申請でございます。会社の目の前ということで利用価値が十分にあると思います。宜しくお願ひします。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。排水がありますが現状維持ということで悪影響を及ぼさないと思います。それと法面が出ておりましたので少し手直しのお願ひをしました。他は問題ないと思いますので宜しくお願ひします。</p>

議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
2番	2番、野村です。2番ですが最近あることを聞きました。太陽光パネルの反射光が家に直接当たって家の温度が上がるというのがあるようですが、設置方向によって周りの家に被害があるということはないのでしょうか。
議長	●●さんの家よりは5 m以上高いと思います。●●●さんの家とはパネルの高さ的には、あまり変わらないか少し低いぐらいで間に田が一町あります。直接、周りの民家には影響はそんなにはないと思います。他に何か、ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号1と2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。●●●●●から北東に2.7 kmの位置にある農用地区域内農地です。隣接する資材置場を拡張するための除外申請でございます。 2件目。●●●●●から南西に3 kmの位置にある農用地区域内農地です。植林を行うための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
30番	30番、藤岡です。1番ですが申請地も●●さんの田でございますので問題ないと思います。宜しくお願いします。
27番	27番、三戸です。2番ですが畑を耕作しておりましたが猪、猿がでて管理が出来ないということで植林をしたいということでご

	<p>ざいます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。1番ですが作業道から続いた土地で周りの水田に影響を及ぼすことはないと思います。問題ないと思いますので宜しくお願いします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。2番ですが何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。 続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 別紙で6月1日告示予定の集積計画がございます。全体で141,043㎡でございます。貸し手が31名、受け手が7名でございます。詳細については4ページ目から9ページ目まででございます。番号17から29までが機構を通しまして認定農業者であります●●●●さんに集積されます。30番につきましては機構を通しまして同じく認定農業者の●●●●さんに集積されます。31番につきましては機構を通しまして●●●● ●●に集積されるということでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められる、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上でございます。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明等ございましたら、お願いいたします。ありませんようでしたら委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。それでは報告事項に入りたいと思います。議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●●から南東に300mの位置にある田でございます。住宅に隣接する田の一部に農機具小屋、通作道を設置する届出でございます。この件につきましては平成21年頃から既に農機具小屋、通作道が設置、利用されております。このことにたいするお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が同時に提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
27番	27番、三戸です。この件につきましては始末書が提出されております。今後このようなことがないように十分気をつけてやりますということです。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたら、お願いいたします。
8番	8番、安富です。先程、3条で出た●●さんの現地調査をした時に分かりました。面積は小さく、納屋に差し掛けをし、そこにコンバイン等を入れるための通路が出来ているという状況でございます。よって始末書の提出をされて、このような報告になっております。宜しく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について議第といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目と3件目につきましては解約後、他の耕作者の方によって耕作される見込みでございます。 2件目につきましては解約後、貸付人の方により自己で管理されるとのことでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。全て次の耕作者の方が決まっておるということでございます。もし地元委員より何か補足説明等ございましたら、お願いいたします。委員の皆さんより何か、ご意見ございませんか。よろしいですか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から7を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	7件朗読。 1件目。申請は1筆で平成2年頃耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化している状態でございます。 2件目。申請は1筆で昭和45年頃から宅地として利用し現在は小屋が1棟建っている状態でございます。 3件目。申請は3筆で、いずれも昭和61年頃、排水状況が悪いため耕作放棄後、雑草・雑木等が繁茂し耕作不能な状態となっております。 4件目。申請は4筆で●●●番地、●●●-●番地、●●●-●番地につきましては平成元年頃に耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しております。●●●-●番地につきましては平成元年頃に耕作放棄後、分筆いたしまして公衆用道路の一部となっております。 5件目。申請は3筆で、いずれも平成元年頃に耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しております。

1 1 番	1 1 番、平嶋です。6 番ですが別に問題ないと思います。会社関係の人に聞いたら30年の契約ということで会社を買収するということだったようです。以上です。
3 3 番	3 3 番、井上です。7 番ですが問題ないことを確認しましたので、ご報告申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。
委員	はい。
議長	発言もないようでございますので以上で報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第9 報告第4号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1 件朗読。 申請地は●●●●●から南東に900mの位置にある農用地区域内農地です。地元の農地所有、生産法人の事務所、作業場等を兼ねました倉庫を建設するための農地用途区分の軽微な変更申請が出ております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
2 7 番	2 7 番、三戸です。資材置場、事務所、倉庫を建てたいという申請がありました。別に問題ないかと思われま。市道が横に通っておりますが市道のレベルに合わせて上手にやってもらうように、お話ししておりました。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より何かございましたら、お願いいたします。
8 番	8 番、安富です。今、説明があった通りでございます。法人が出来まして、それに伴う農業用倉庫等が必要になったためということでございます。宜しく申し上げます。

議長	ありがとうございます。只今の報告につきまして委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。 事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 以前は生産法人と言っておりましたが、この4月から農地を所有出来る法人ということで国のほうで農地所有適格法人と名称が変わっております。今回4件でしておりますが様式の中身は、ほとんど変わっておりません。使用人等の様式がありますが美祢市では該当がありませんので、この様式でよろしいかということで県の農業会議に確認をしたところ問題ないということでありますので今回出される法人につきましては名称のみ変更で様式は今までの様式を使っていくということになります。農事組合法人 ●●●●●●、農事組合法人 ●●●●●●●●、農事組合法人 ●●●●、農事組合法人 ●●●●が出ております。決算書、総会資料等を出していただいておりますして全て確認をしております。法人の構成員、執行役員の規定の日数がいってない所が過去にありましたのが最近はございません。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等、審査いたしまして適正でありましたことを、ご報告申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
29番	法人の方もおられますが売上高ですが当初より、ぐんぐん下がってきています。それで経営が出来るのだろうかということを聞きたいわけです。どう思われますか。これは深刻な問題ではないかと思えます。
事務局	実際には水稻の値段が下がっておりますので大豆、麦等に転換されている法人もございます。法人も頑張っていらっしゃいますが最近ですと農産物の低下がありまので自然的に値段が下がってくる、全体の売上が下がってくる傾向でもあります。なんでかということになると対前年度、また3年間の間の急激な売上の低下、こういったものが4割程度になりますと私どもも法人のほうに聞きまして、どういう状況なのか調査するようにしております。そのような態勢準備は出来ております。

29番	米の値段が下がっているからといって、これだけでも減収にはなりません。補助金は売上高に入っていないのですか。
事務局	記載の方法は2種類あります。農業と書かれている所に実際の売上高をあげる。右側の農業以外の事業に補助金等をあげておられる所もあります。実際に補助金が入りますと金額が上がっているところもあります。統一をするために農業の部分に補助金を含まない純粋な売上高をあげていただくようにしていただいております。
議長	農業の売上の中に補助金が入っているのではないですか。消費税非課税雑収入というかたちで補助金が入っているはずですが。以前は、その中のうち補助金がいくらかと書いてもらっていたと私は理解しております。井町委員が、いらしておりますので、そのへんについてどうなのか分かれば答えていただけたらと思います。
井町委員	他の法人のことは分かりませんが補助金は別に、その他で入っておりますので米、麦、大豆、白菜の売上だけです。当初は設立の補助金とか入っておりましたが今は売上だけの金額を書いております。当然、中野委員さんが言われたように補助金がないとやってはいけません。麦と大豆に移行していくというような方法をとらないと法人はもてないということでございます。
議長	分かりました。
事務局	記載の方法は補助金を入れたもの、井町委員がおっしゃったように補助金が含まれていないものがあります。様式は県の様式を利用しております。過去には法人さんが機械代を入れたということがありました。法人が補助金で機械を買われると高大な金額になります。その機械代を含めると売上高の金額を超えてしまう法人もあります。そうすると実際の売上はいくらなのかということがありました。機械代を入れられた時期だけ収入が突出して違います。それを入れたら実際の売上が分かりにくいということがありましたので売上高のみにさしていただいた経緯がございます。売上のところに補助金を入れたものをあげるのかどうかというのは、またご審議をしていただきたいと思います。私どもも中身をしっかりと精査しております。中野委員がおっしゃるように、これでやっていけるのかどうかというのは事務局としては、そこまで言えないところです。ただ法人の報告書、総会資料、決算書等は見さしていただいておりますので初めに言いましたように4割程度下がった時には法人に聞けるように準備は出来ております。売上の金額につきましては報告する際に私が別に補助金がいくらありますと申し上げたら、いいのではないかなと思っております。
9番	今、売上高が重視されていますが経営の健全化は、どこを基準にしているのですか。経営の健全化がなかったら、いくら売上高が

	あっても駄目と思います。
事務局	経営の健全化は法人独自がお考えになることだと思います。非常に難しい質問ですが、農地法上でみた時に構成員、役員の従事日数や作業日数等を見て、また定款と照らし合わせております。
9番	作業日数ですが丸い数字になるわけがないと思います。
事務局	日報等をつけておられたら丸い数字にはならないと思います。新しい法人が出来た場合には報告書があるので報告義務と中身について、よく確認をされて提出されるようにというお願いはしてあります。
29番	報告書は県に提出するのですか。
事務局	年に1回提出します。
29番	どんどん売上高が下がって県は何も言わず、指導もしないのですか。
事務局	それに対する質問は県からはありません。
議長	ありがとうございます。色々な意見をいただきまして今後の参考にしたいと思います。実は中野委員が質問された全く同じ内容を先月、私が農業会議で県の方に質問しております。法人は本当に儲かっているのかということをやりました。県の方は6割以上の法人は、それなりに収益をあげておりますという話でした。比率から見て大丈夫ですという話をしておりました。果たして本当なのかというふうに思っただけで帰ってきた次第でございます。ただ、今までの法人の報告の中で農業委員会が一番、重視してたのは営農組合法人で農業関連事業まではいいのですが、その他の所に事業が入った時には欠格ではないという判断をしなければいけないのです。例えば、営農組合法人のメンバーで近所の宿の看板灯を受けて組合がやったというのは営農組合法人には認められていない行為で、やったらいけないことになっております。逆に自分達の田の周りに、よその山の木がでて邪魔になるから影切りをした。これは関連事業の方に入ってくるのではないかというふうに言われています。例えばAという法人がBという法人の田に暗渠排水をやってほしいと頼まれて暗渠排水をやった。農業関連事業ではないかというふうな感じにとられるかも分かりませんが自

29番	<p>作地の暗渠排水工事をやるのは問題ありませんが、よその田の暗渠排水工事をやるのは駄目ですよとされています。そのへんを昔は見ていたのではないかというふうに思っています。今回より農地を所有することが出来る法人の報告書、適格かどうかということですから、そのへんがどのように変わったのか私も勉強させていただきます。いい意見を聞かせてもらいましたので今後参考に、また県等からの回答が出ましたら皆さんのほうにお繋ぎしていきたいというふうに思っております。中野委員よろしゅうございますか。</p>
議長	<p>はい。県がこれでいいというのならいいですが、補助金が出なくなった時に今まで補助金を当てにして法人をされていたところは立ち向かっていけるだろうかと思います。</p>
28番	<p>大変、貴重な意見ありがとうございました。以上もちまして報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第11 その他の項に移りたいと思います。農業相談日の状況報告について当番委員の報告を宜しく願います。</p> <p>28番、山中です。4月20日に●●●●●さんという方から相談がありました。農業委員会からは中野修さん、田口幸雄さん、山中の3人で対応しました。相談内容は圃場整備後、約30年経過するが1町3反ある7枚の田のうち4枚が部分的に湿田化し埋まって機械も入らない。補修できればしたいが経費はかけたくないということでした。毎年、市には相談しているが良い解決策は見つかっていない。家庭の事情、後継者の問題もあり今年はソルガムを植える予定だが多額の費用負担があるようなら今後は農業をやめることも検討しているという相談でした。回答といたしまして、まず農林課へ事情を説明し湿田化の原因究明と補修費用の見積もりを依頼しました。そして担当地区の農業委員、安富委員へ連絡し現地の確認と相談者と話し合ってもらうようお願いいたしました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。安富委員、何かありましたか。</p>
8番	<p>土地改良事業が農林課の事業で年間予算が400万ちょっとあります。美祢市全体で50%の補助ですから事業費としては800万ぐらいあります。それぐらいしかないと思います。では、どうするかといったら相談に来られた●●さんの田は私もよく見えます。はっきり言って、わずか500万、600万、1,000万ぐらいのお金でどうにかなるようなことは出来ません。ですから、とりあえずは市の事業の増額をお願いしようと思っておりますが、それではどうにもならないと思います。暗渠排水をとるところ</p>

	<p>している所がありますよね。そのような事業を入れないと駄目だろうと思います。盤を掘り返してやるか、排水するかなにかしないと解決しないだろうと思います。全額、国がやってくれる事業でもあれば話は別ですが難しいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。宜しくお願いします。本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆さんより何か提案等ございましたら、お願いいたします。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。最初、野村委員さんが言われた太陽光の反射の影響ですが、農地は有効活用しなければいけないのですが今後はこういったことを考慮しながら進めていかなければいけないと思います。私の思いでございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。ありませんでしたら事務局より今後の日程等について宜しくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今後の日程ですが次回の総会は6月16日の木曜日でございます。この場所で2時から行います。それから農業相談日でございますが6月14日の火曜日でございます。美祢地区につきましては野尻委員さん、美東地区につきましては田中委員さん、秋芳地区につきましては吉村委員さんでお願いいたします。また現地調査でございますが次回は6月7日の火曜日、9時から行います。篠田委員さんと岸委員さんでお願いします。宜しくお願いいたします。</p> <p>今回やまぐち農業者年金加入推進ニュースの紙をお配りしております。皆さんに加入推進を行っていただいて対象者の方にあたっていただき年金がピンとこないという若い人や毎月そんなに払えないよということで、お断りをされることが多いと思われまうけれども加入推進として対象者本人の方だけでなく、ご両親や奥様、ご主人さん、他の家族の方にも広く知っていただくという取り組みについてポイント1、2、3として農業会議の方から示されておりますので帰ってお読みになって今後の加入推進のご参考に宜しくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>互礼。</p>

午後 3 時 2 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成 2 8 年 5 月 1 2 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

